

2. 自然関係法令等

(1) 自然保護関係

① 自然公園法に基づく自然公園

対象事業実施区域及びその周囲における「自然公園法」（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 3 年 5 月 6 日）及び「県立自然公園条例」（昭和 34 年宮城県条例第 20 号）に基づく自然公園の指定状況は、表 3.2-36 及び図 3.2-11 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「県立自然公園船形連峰」の第 2 種特別地域が存在する。

なお、自然公園の指定区分は以下のとおりである。

特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制される。

第 1 種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域。

第 2 種特別地域：農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域。

第 3 種特別地域：特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域。

普通地域：特別地域や海域公園地区に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域や海域公園地区と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）。

表 3.2-36 自然公園の概要

(単位：ha)

名称 (指定年月日)	総面積	特別 保護地区	特別地域			普通地域
			第 1 種 特別地域	第 2 種 特別地域	第 3 種 特別地域	
県立自然公園船形連峰 (昭和 37 年 11 月 1 日)	35,449	—	2,372	5,827	18,310	8,940

注：表中の「—」は存在しないことを示す。

〔令和 2 年版宮城県環境白書（資料編）〕（宮城県、令和 3 年）より作成

② 自然環境保全法の規定により指定された保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「自然環境保全法」（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：平成 31 年 4 月 26 日）及び「自然環境保全条例」（昭和 47 年宮城県条例第 25 号）に基づく自然環境保全地域の指定状況は、表 3.2-37 及び図 3.2-11 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「荒沢県自然環境保全地域」が存在する。

表 3.2-37 自然環境保全地域の概要

名称 (指定年月日)	面積 (ha)	地域の特徴
荒沢県自然環境保全地域 (平成 22 年 3 月 23 日)	754.6	スゲ沼巨大地すべり地の特異な地形 ルリイトンボ等希少昆虫類の生息地

〔令和 2 年版宮城県環境白書（資料編）〕（宮城県、令和 3 年）より作成

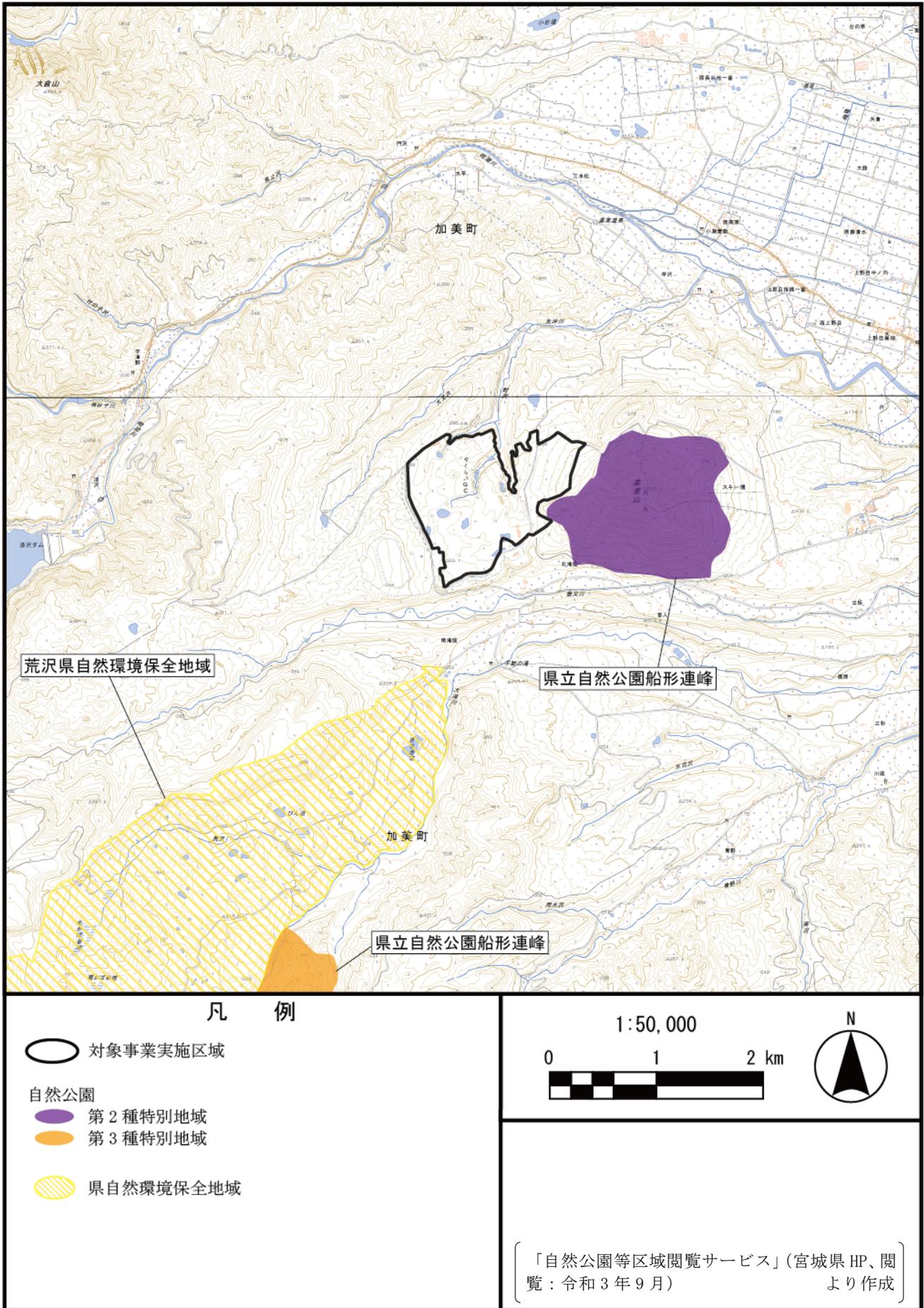


図 3.2-11(1) 自然公園及び自然環境保全地域の状況

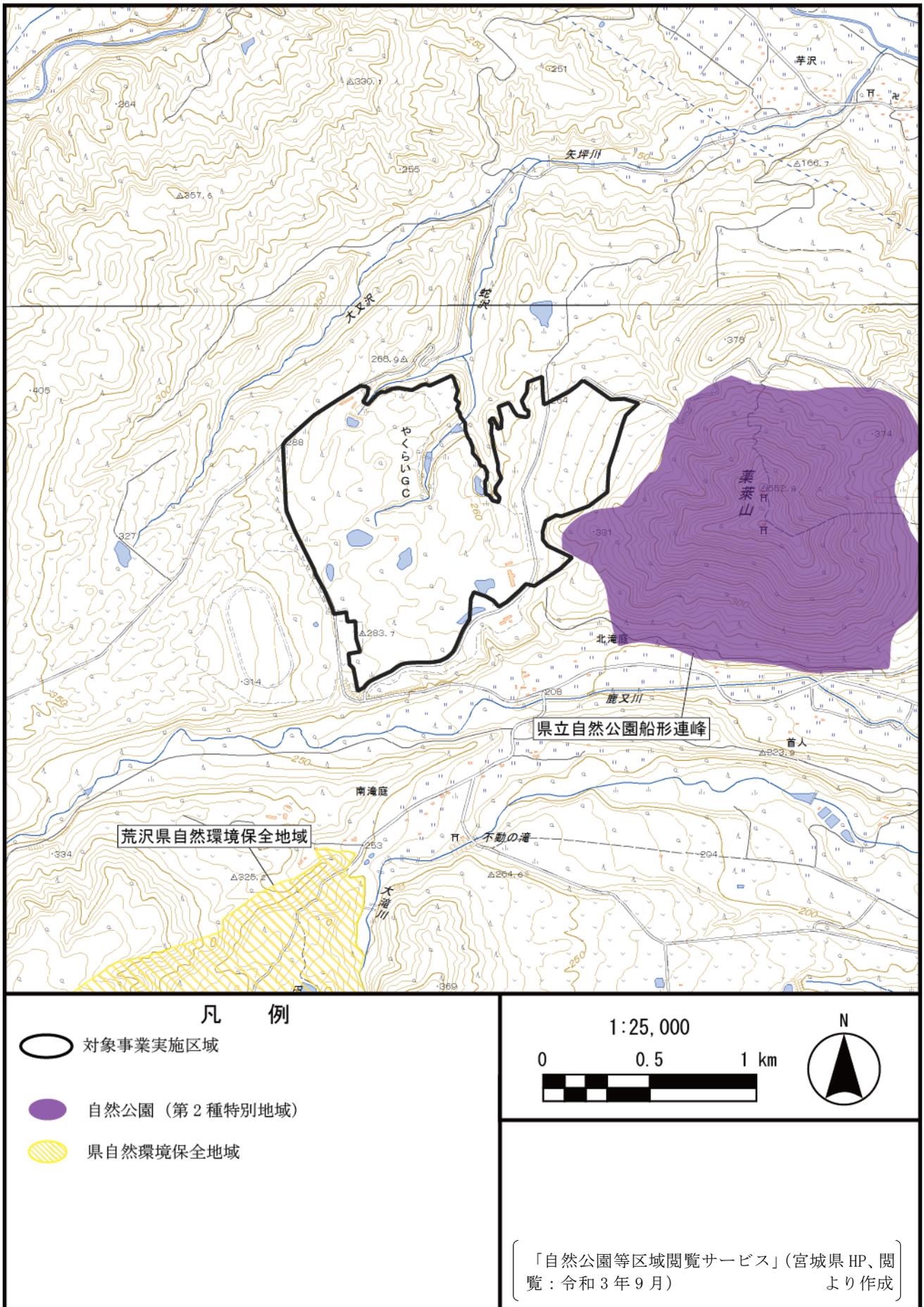


図 3.2-11 (2) 自然公園及び自然環境保全地域の状況 (拡大)

③ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく自然遺産の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年条約第7号)の第11条2の世界遺産一覧表に基づく文化遺産及び自然遺産の区域はない。

④ 都市緑地法に基づく緑地保全地域または特別緑地保全地区の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「都市緑地法」(昭和48年法律第72号、最終改正：令和2年6月10日)の規定に基づく緑地保全地域及び特別緑地保全地区の区域はない。

⑤ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区

対象事業実施区域及びその周囲における、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年法律第88号、最終改正：平成27年3月31日)に基づく鳥獣保護区は、表3.2-38及び図3.2-12のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に「葉菜山鳥獣保護区」及び「大の原鳥獣保護区」が存在する。

表 3.2-38 鳥獣保護区の指定状況

名称	所在地	指定区分	面積 (ha)	期限
葉菜山鳥獣保護区	加美町	森林鳥獣生息地	1,131	令和13年10月31日
大の原鳥獣保護区	加美町	森林鳥獣生息地	773	令和11年10月31日

「令和2年度鳥獣保護区等位置図」(宮城県HP、閲覧：令和3年9月)
平成21年宮城県告示第944号
平成23年宮城県告示第786号

より作成

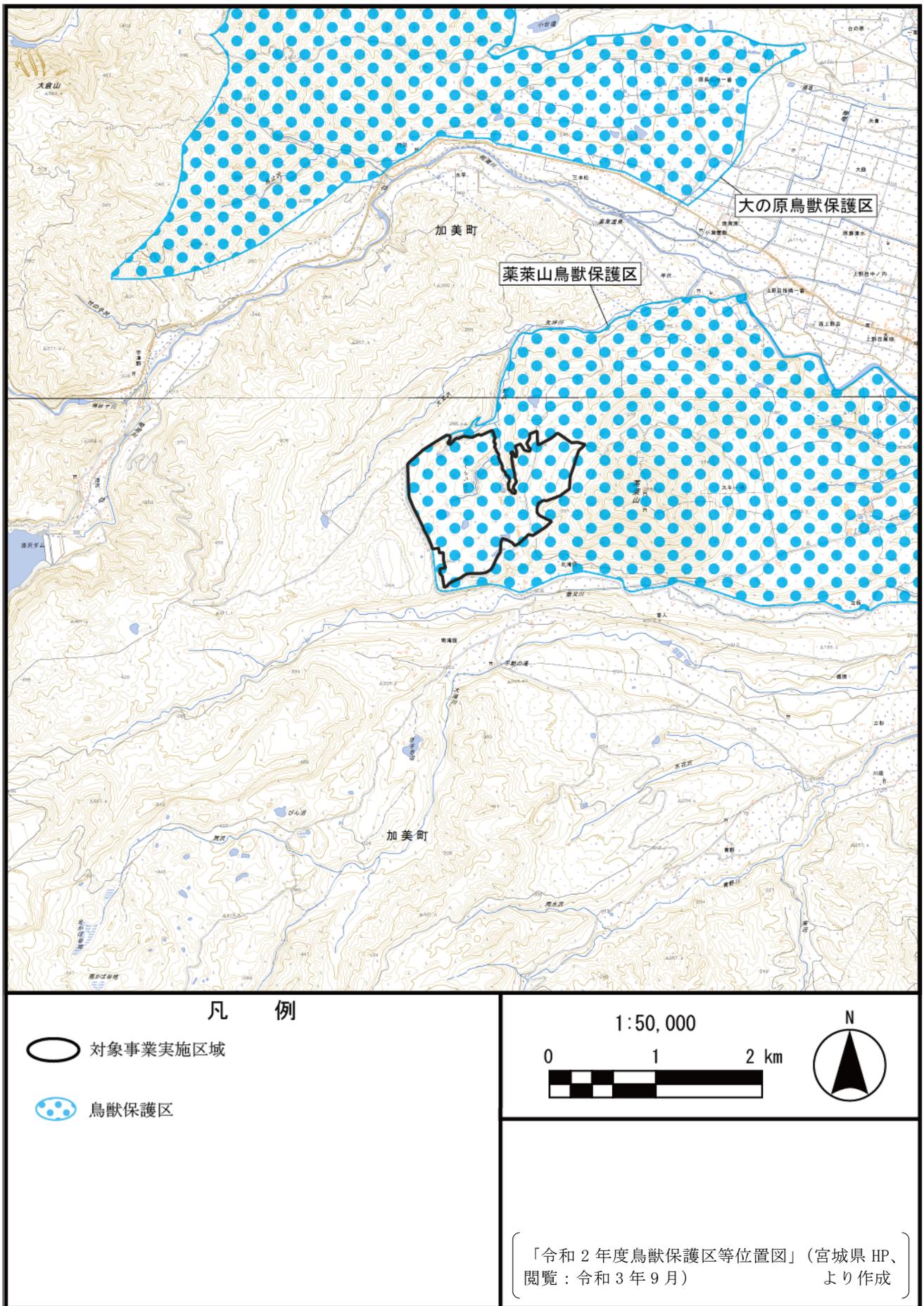


図 3.2-12 鳥獣保護区の指定状況

⑥ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区

対象事業実施区域及びその周囲には、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号、最終改正：令和元年6月14日）により指定された生息地等保護区はない。

⑦ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約に基づく湿地の区域

対象事業実施区域及びその周囲には、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（昭和55年条約第28号、最終改正：平成6年4月29日）の規定により指定された湿地の区域はない。

⑧ ふるさと宮城の水循環保全条例に基づく水道水源特定保全地域、加美町水資源保全条例に基づく水資源保全地域

対象事業実施区域及びその周囲における「ふるさと宮城の水循環保全条例」（平成16年宮城県条例第42号）に基づく水道水源特定保全地域、「加美町水資源保全条例」（平成26年加美町条例代22号）に基づく水資源保全地域の指定状況は図3.2-13のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「鳴瀬川流域水道水源特定保全地域」及び「加美町水資源保全地域」が存在する。

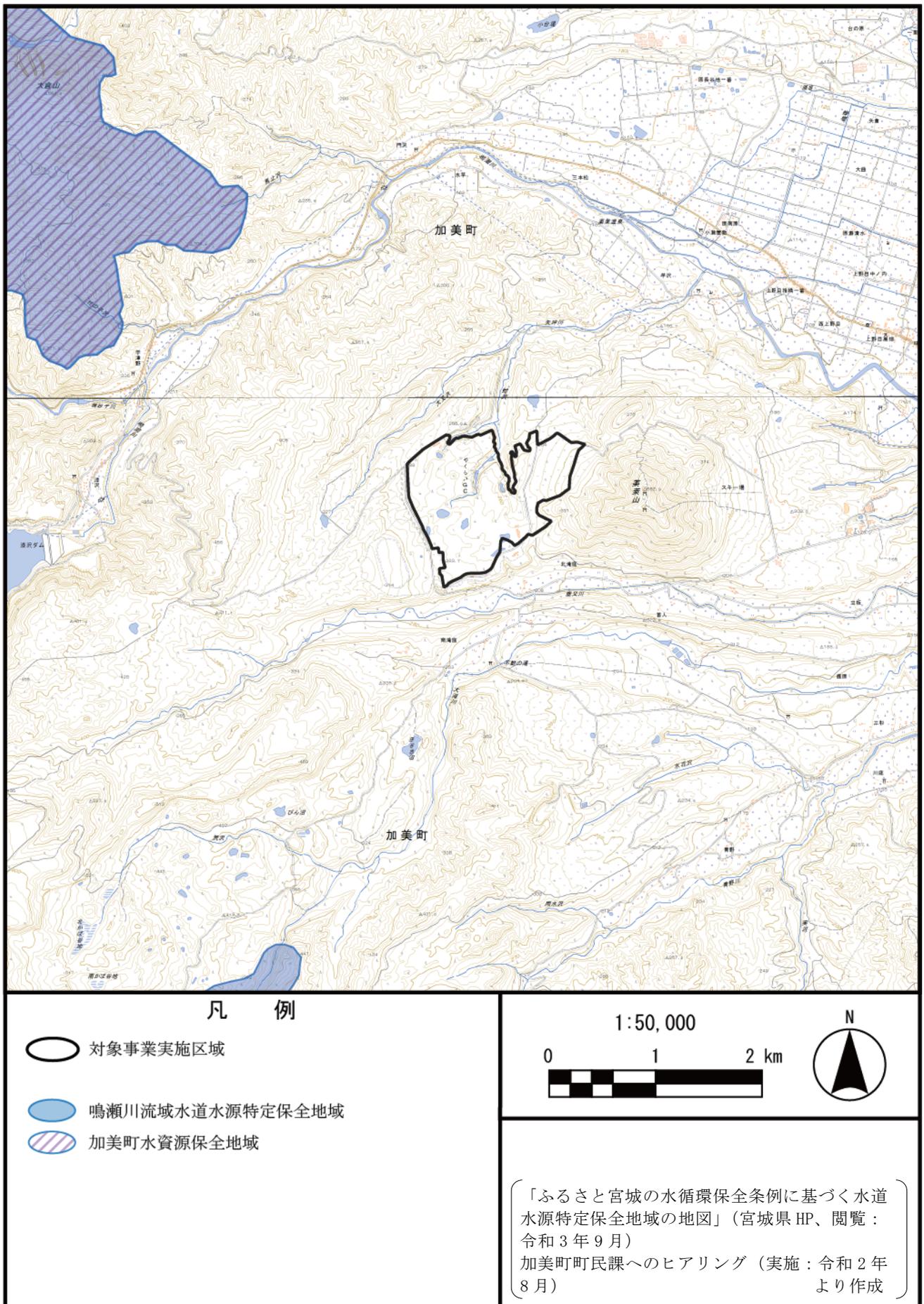


図 3.2-13 水道水源特定保全地域及び水資源保全地域の指定状況

(2) 史跡・名勝・天然記念物

対象事業実施区域及びその周囲における「文化財保護法」（昭和 25 年法律第 214 号、最終改正：令和 3 年 4 月 23 日）等に基づく史跡・名勝・天然記念物の状況は、表 3.2-39 及び図 3.2-14 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に「荒沢の水ばしょう」及び「薬菜山のブナ林、サワグルミ、トチノキ林の原生林」が存在する。

また、「文化財保護法」に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は、表 3.2-40 及び図 3.2-15 のとおりであり、対象事業実施区域内に埋蔵文化財包蔵地が点在する。

表 3.2-39 史跡・名勝・天然記念物の状況

指定区分	種別	名称	所在地
国	天然記念物	イヌワシ	宮城県 (地域を定めて指定したもの)
		ヒシクイ	
		マガン	
加美町	天然記念物	ヤマネ	本州 (地域を定めて指定したもの)
		荒沢の水ばしょう	加美郡加美町字鹿原田谷地
		薬菜山のブナ林、サワグルミ、 トチノキ林の原生林	加美郡加美町味ヶ袋薬菜原

注：国指定の特別天然記念物であるカモシカ等の「地域を定めて指定したもの」の情報については、出典において「本州」、「宮城県」等の対象事業実施区域及びその周囲に該当する地名の記載がない場合に非記載とした。

〔「国指定文化財等データベース」（文化庁 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）
 「文化財一覧」（加美町 HP、閲覧：令和 3 年 9 月）より作成〕

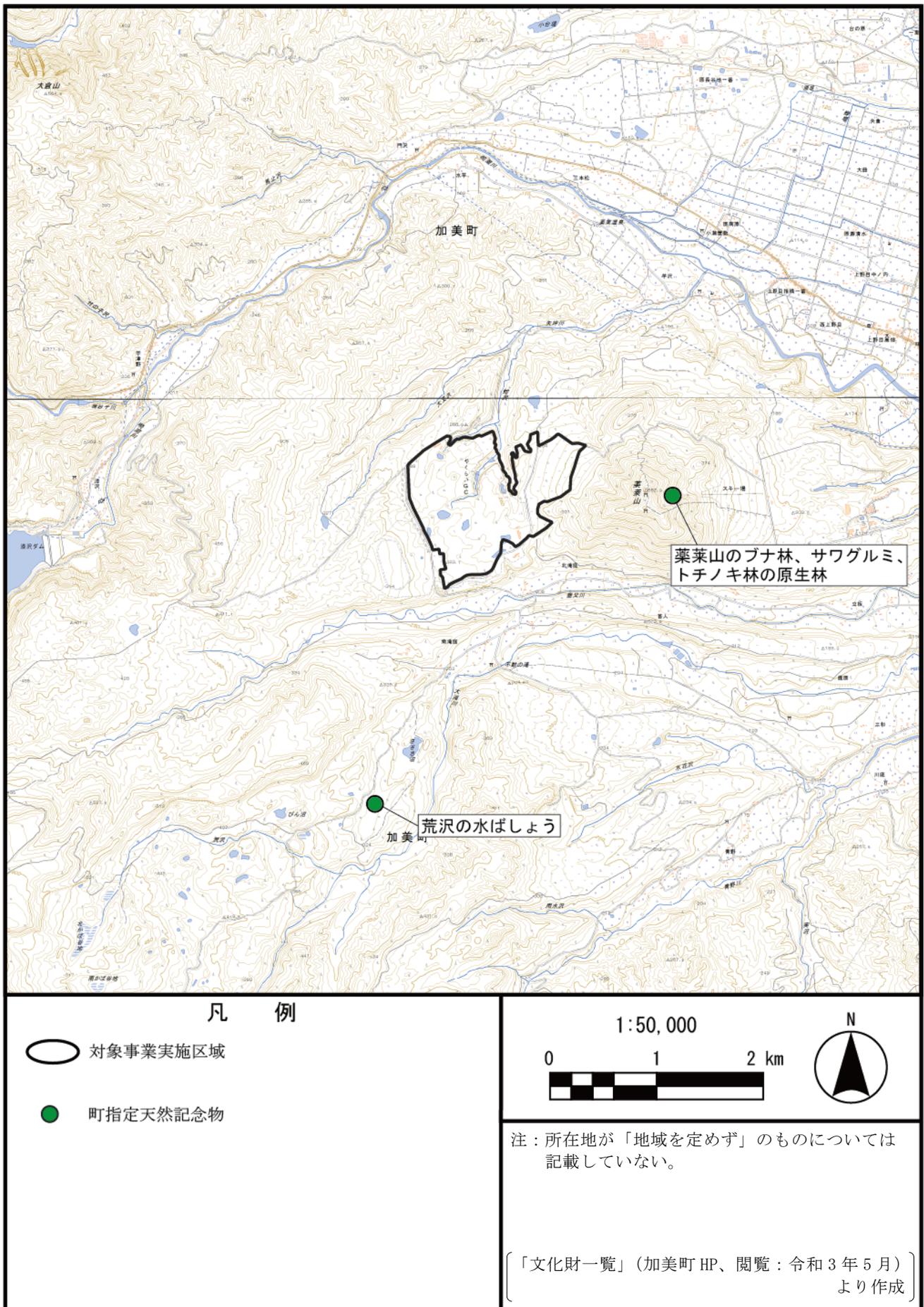


図 3.2-14 史跡・名勝・天然記念物の状況

表 3.2-40(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
1	窪田遺跡	加美町字芋沢久保田	散布地	縄文中・晩
2	芋沢館跡	加美町字芋沢羽場田	城館	中世
3	把田遺跡	加美町字芋沢羽場田	散布地	縄文
4	常陸館跡	加美町字芋沢植村	城館	中世
5	芋沢遺跡	加美町字芋沢植村	散布地	縄文晩
6	菓菜山No.27 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
7	菓菜山No.26 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早・晩
8	菓菜山No.25 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
9	菓菜山No.32 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器・縄文
10	菓菜山No.1 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文・古代
11	菓菜山No.21 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早
12	菓菜山No.24 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早末～前
13	菓菜山No.22 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文?
14	菓菜山No.20 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早・前・弥生
15	菓菜山No.23 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早・前・晩
16	菓菜山No.14 遺跡	加美町字味ヶ袋菓菜原	散布地	縄文早～中・晩
17	菓菜山No.38 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
18	菓菜山No.19 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文前・中
19	菓菜山No.18 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早～中・晩
20	菓菜山No.16 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器・縄文早末～前初
21	菓菜山No.15 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文晩
22	菓菜山No.2 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
23	菓菜山No.34 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器
24	菓菜山No.17 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器・縄文早
25	菓菜山No.33 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
26	菓菜山No.3 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
27	菓菜山No.4 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
28	菓菜山No.35 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器
29	菓菜山No.30 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文中
30	菓菜山No.10 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早
31	菓菜山No.13 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	旧石器・縄文早～前初
32	菓菜山No.31 遺跡	加美町字芋沢菓菜原、加美町字鹿原系メ	散布地	旧石器・縄文
33	菓菜山No.12 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早
34	菓菜山No.8 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	旧石器・縄文早
35	菓菜山No.9 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早・前・晩
36	菓菜山No.37 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早
37	菓菜山No.11 遺跡	加美町字鹿原系メ	散布地	縄文早
38	菓菜山No.36 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早
39	滝庭遺跡	加美町字鹿原南滝庭	散布地	縄文晩
40	下台野遺跡	加美町字鹿原下台野	散布地	旧石器
41	田谷地北遺跡	加美町字鹿原田谷地	散布地	縄文晩
42	滝庭小屋館跡	加美町字鹿原南滝庭	城館	中世
43	田谷地南遺跡	加美町字鹿原田谷地	散布地	縄文後
44	鹿原E遺跡	加美町字鹿原上ノ台	散布地	縄文
45	鹿原D遺跡	加美町字鹿原上ノ台	散布地	縄文・弥生後
46	鹿原F遺跡	加美町字鹿原上ノ台	散布地	縄文中・古代
47	鹿原G遺跡	加美町字鹿原上台	散布地	縄文
48	菓菜原No.7 遺跡	加美町字味ヶ袋菓菜原	散布地	縄文

注：表中の番号は、図 3.2-15 の番号に対応する。

〔「宮城県遺跡地名表（令和3年3月31日現在）」（宮城県 HP、閲覧：令和3年9月）より作成〕

表 3. 2-40(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況

番号	遺跡名	所在地	種別	時代
49	沼頭遺跡	加美町字門沢沼頭平	散布地	縄文
50	一ノ城館跡	加美町字門沢	城館	中世
51	山岸遺跡	加美町字門沢山岸	散布地	縄文中
52	小台遺跡	加美町宮崎字新田	散布地	縄文
53	大の原遺跡	加美町宮崎字南	散布地	古代
54	水芋遺跡	加美町字水芋屋敷	散布地	縄文中
55	三本松遺跡	加美町字原三本松	集落	縄文中
56	牛留り遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
57	空屋敷遺跡	加美町宮崎字天光沢	散布地	縄文
58	南遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
59	一本松遺跡	加美町宮崎字南	散布地	縄文
60	深草館跡	加美町字上野目深草	城館	中世
61	葉菜原No.18 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文
62	荒館城跡（三津沢城）	加美町字味ヶ袋荒館	城館・横穴墓	古墳後・室町
63	荒館横穴墓群	加美町字味ヶ袋水沢	横穴墓群	古墳
64	味ヶ袋館跡	加美町字味ヶ袋神明下	城館	中世
65	葉菜原No.14 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文晩
66	葉菜原No. 2 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文後
67	葉菜原No.11 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文早・中・晩
68	葉菜原No. 1 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
69	葉菜原No.17 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
70	葉菜原No.10 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文前・中・平安
71	葉菜原No.13 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文
72	葉菜原No.12 遺跡	加美町字味ヶ袋御用水御林	散布地	縄文早～中
73	葉菜原No.16 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
74	葉菜原No.15 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	旧石器・縄文
75	葉菜原No.22 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
76	葉菜原No.25 遺跡	加美町味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
77	葉菜原No.23 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
78	葉菜原No.24 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文前
79	葉菜原No.20 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	旧石器・縄文中
80	葉菜原No.19 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文前
81	葉菜原No. 9 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器
82	葉菜原No. 8 遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	旧石器
83	葉菜原No. 3 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
84	葉菜原No. 4 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
85	葉菜原No.21 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
86	葉菜原No. 6 遺跡	加美町字味ヶ袋葉菜原	散布地	縄文
87	昼ヶ坂遺跡	加美町鹿原字昼ヶ坂	散布地	縄文
88	鹿原A遺跡	加美町字鹿原三杉	散布地	縄文前
89	高屋敷遺跡	加美町字鹿原浦山	散布地	古代
90	小梨沢遺跡	加美町字鹿原小梨沢	散布地	縄文中
91	小梨沢A遺跡	加美町字鹿原小梨沢	散布地	縄文中
92	鹿原B遺跡	加美町字鹿原浦山	散布地	縄文
93	ぶどう沢B遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文
94	ぶどう沢A遺跡	加美町字芋沢柏木平	散布地	縄文早・晩
95	漆沢遺跡	加美町字漆沢	散布地	縄文

注：表中の番号は、図 3. 2-15 の番号に対応する。

〔「宮城県遺跡地名表（令和3年3月31日現在）」（宮城県 HP、閲覧：令和3年9月）より作成〕

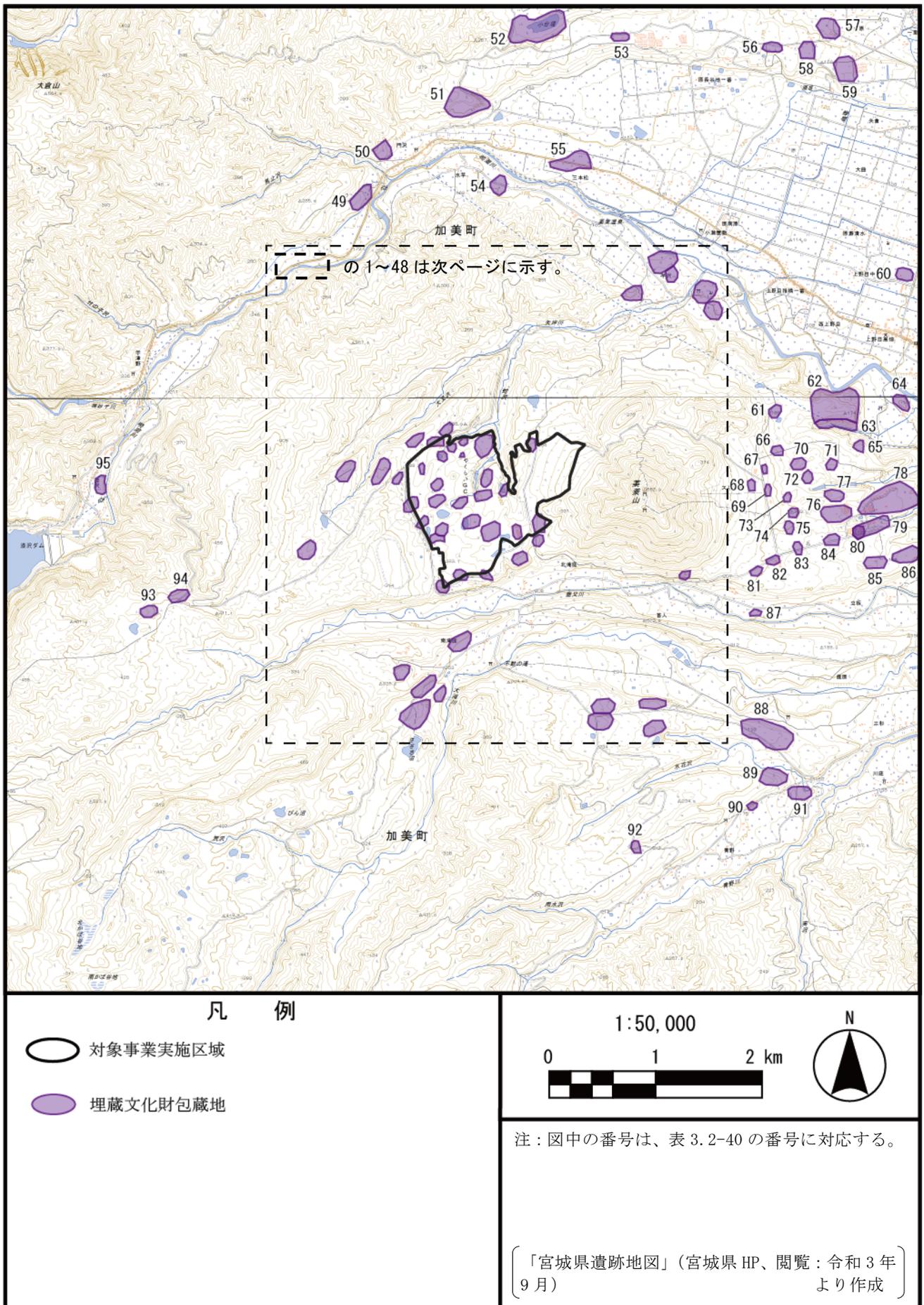


図 3.2-15(1) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況（広域）

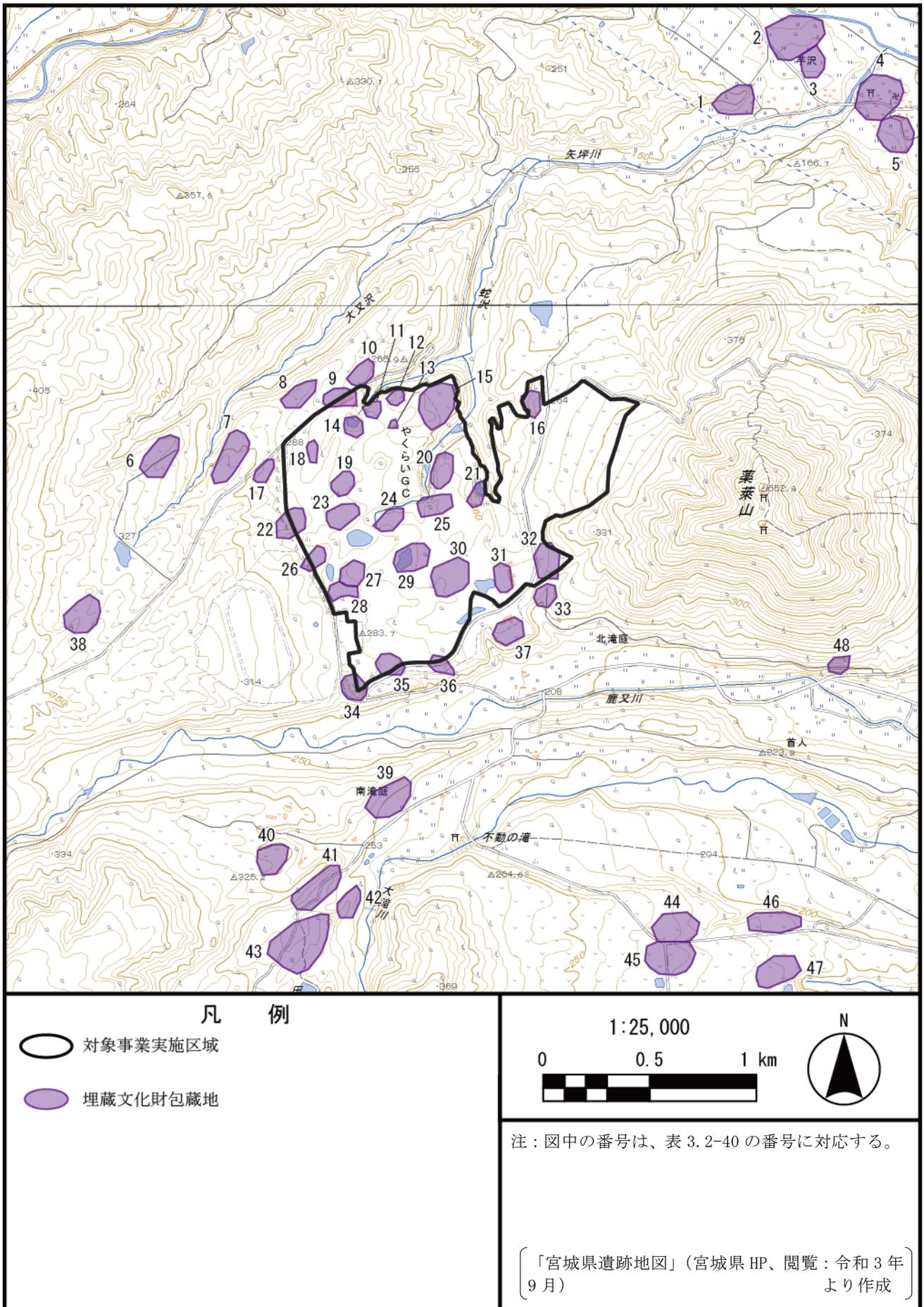


図 3.2-15(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の状況 (拡大)

(3) 景観保全関係

① 景観計画区域

対象事業実施区域及びその周囲において、「景観法」（平成 16 年法律第 110 号、最終改正：平成 30 年 6 月 8 日）第 8 条の規定により定められた景観計画区域はない。

② 風致地区

対象事業実施区域及びその周囲において、「都市計画法」（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく風致地区はない。

(4) 国土防災関係

① 森林法に基づく保安林の指定

対象事業実施区域及びその周囲における「森林法」（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 2 年 6 月 10 日）に基づく保安林の指定状況は図 3.2-16 のとおりである。対象事業実施区域の周囲に保安林が存在している。

② 砂防法に基づく砂防指定地

対象事業実施区域及びその周囲における「砂防法」（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：平成 25 年 11 月 22 日）に基づく砂防指定地は図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に砂防指定地が存在している。

③ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域及びその周囲において、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：平成 17 年 7 月 6 日）に基づく急傾斜地崩壊危険区域はない。

④ 地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域

対象事業実施区域及びその周囲における「地すべり等防止法」（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：平成 29 年 6 月 2 日）に基づく地すべり防止区域は図 3.2-17 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に地すべり防止区域が存在している。

⑤ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

対象事業実施区域及びその周囲における「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 3 年 5 月 10 日）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は図 3.2-18 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が存在している。

⑥ 土砂災害危険箇所

対象事業実施区域及びその周囲における、国土交通省（当時の建設省）の調査要領・点検要領に基づき宮城県が抽出した土砂災害危険箇所は図 3.2-19 のとおりであり、対象事業実施区域の周囲に土砂災害危険箇所が存在している。

⑦ 山地災害危険地区

対象事業実施区域及びその周囲における、「山地災害危険地区調査要領」（林野庁、平成 18 年）に基づき宮城県が設定した山地災害危険地区は図 3.2-20 のとおりであり、対象事業実施区域及びその周囲に山地災害危険地区が存在している。

⑧ 地すべり地形

「地震ハザードステーション J-SHIS」（国立研究開発法人防災科学技術研究所 HP、閲覧：令和 3 年 5 月）によると、図 3.2-21 のとおり対象事業実施区域の周囲に地すべり地形が存在している。

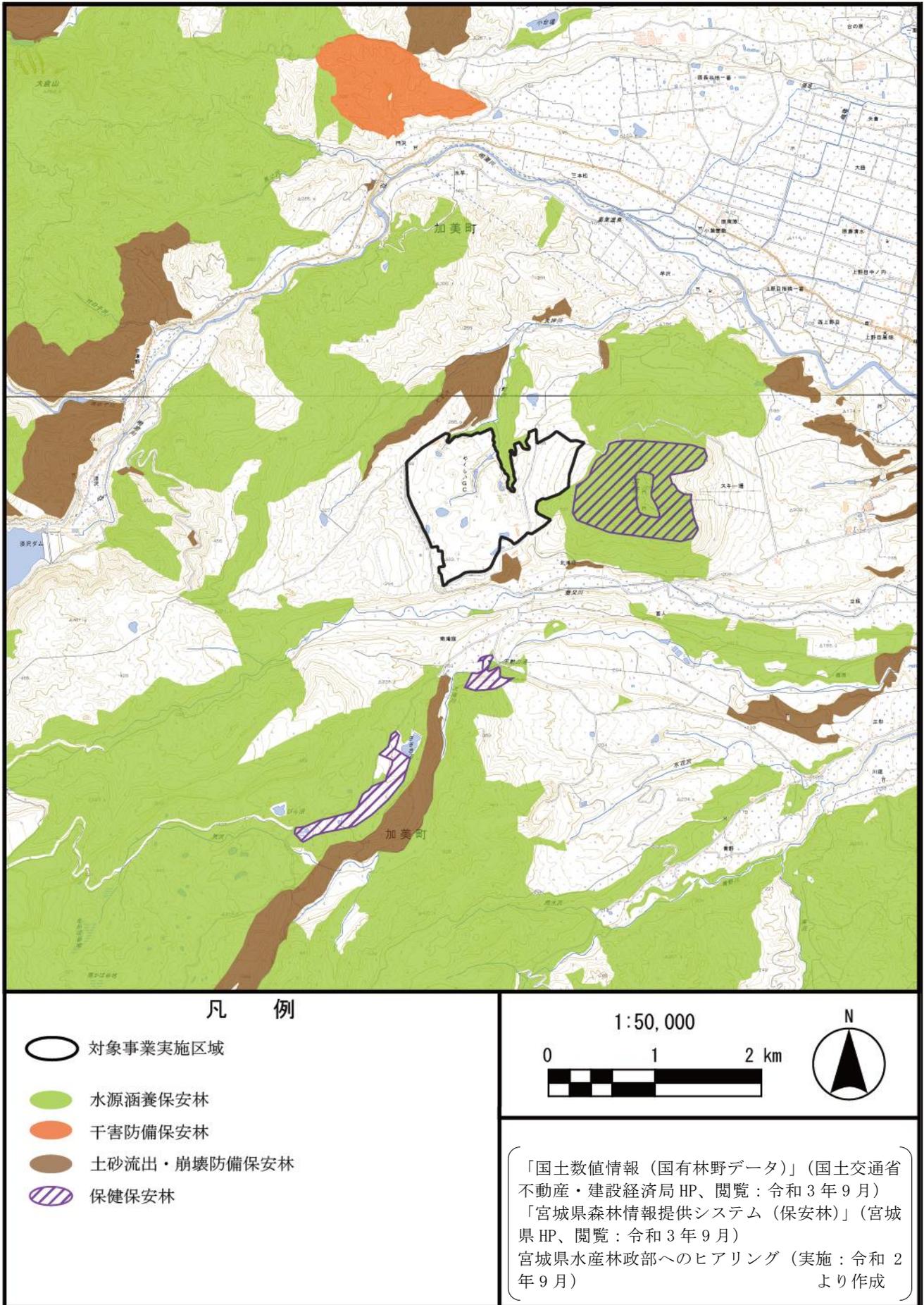


図 3.2-16 保安林の指定状況

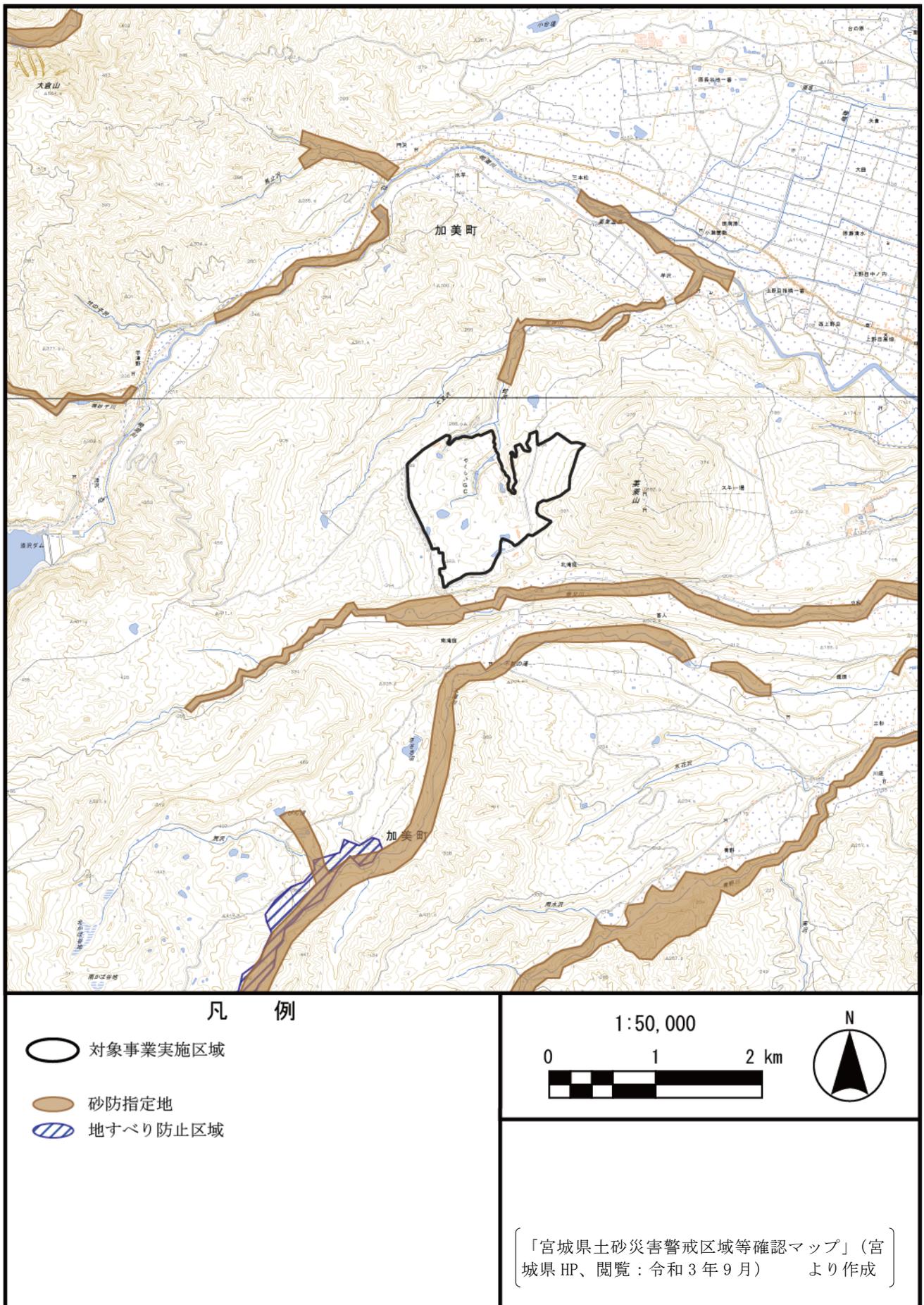


図 3.2-17 砂防指定地等の指定状況

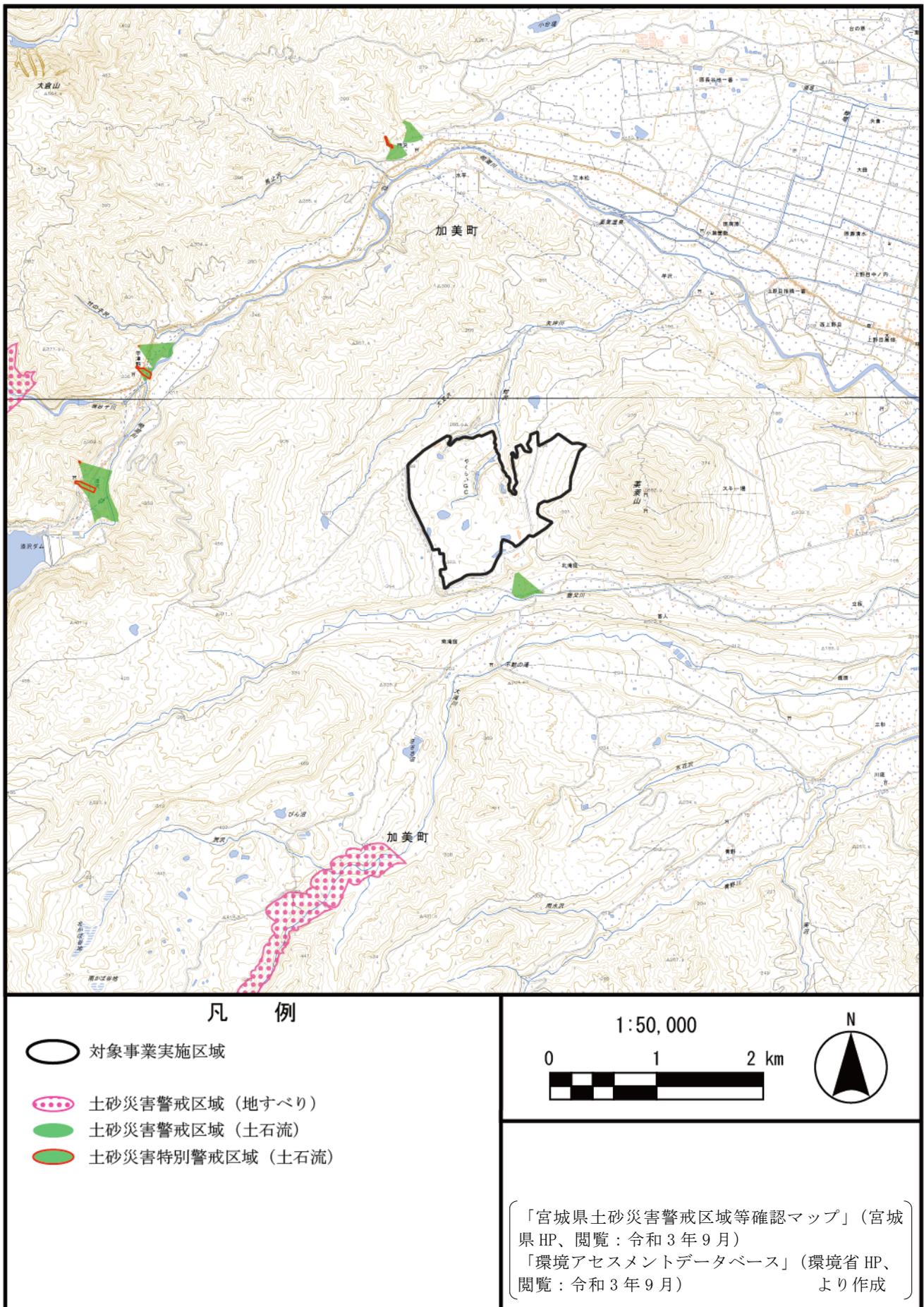


図 3.2-18 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定状況

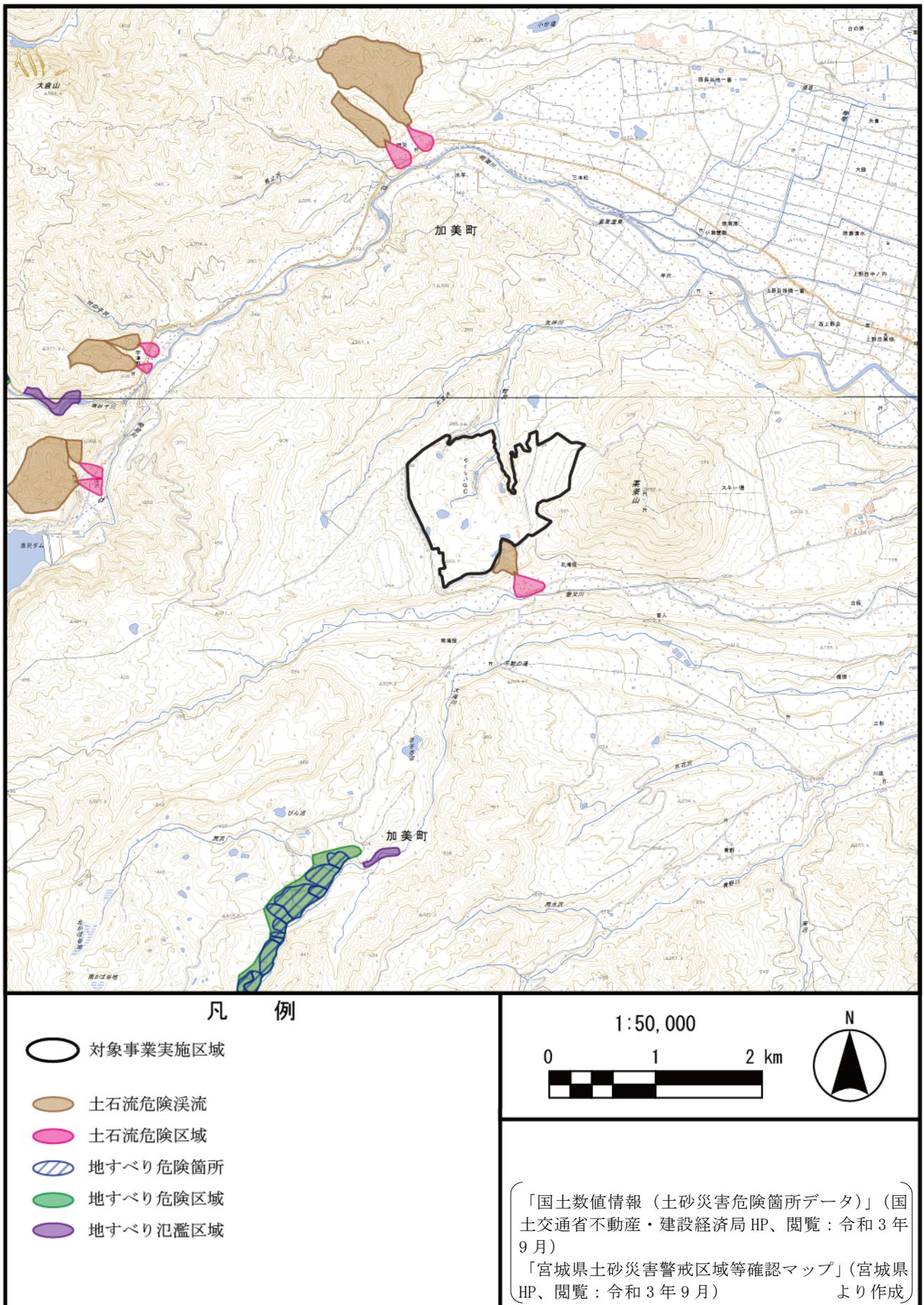


図 3.2-19 土砂災害危険箇所の指定状況

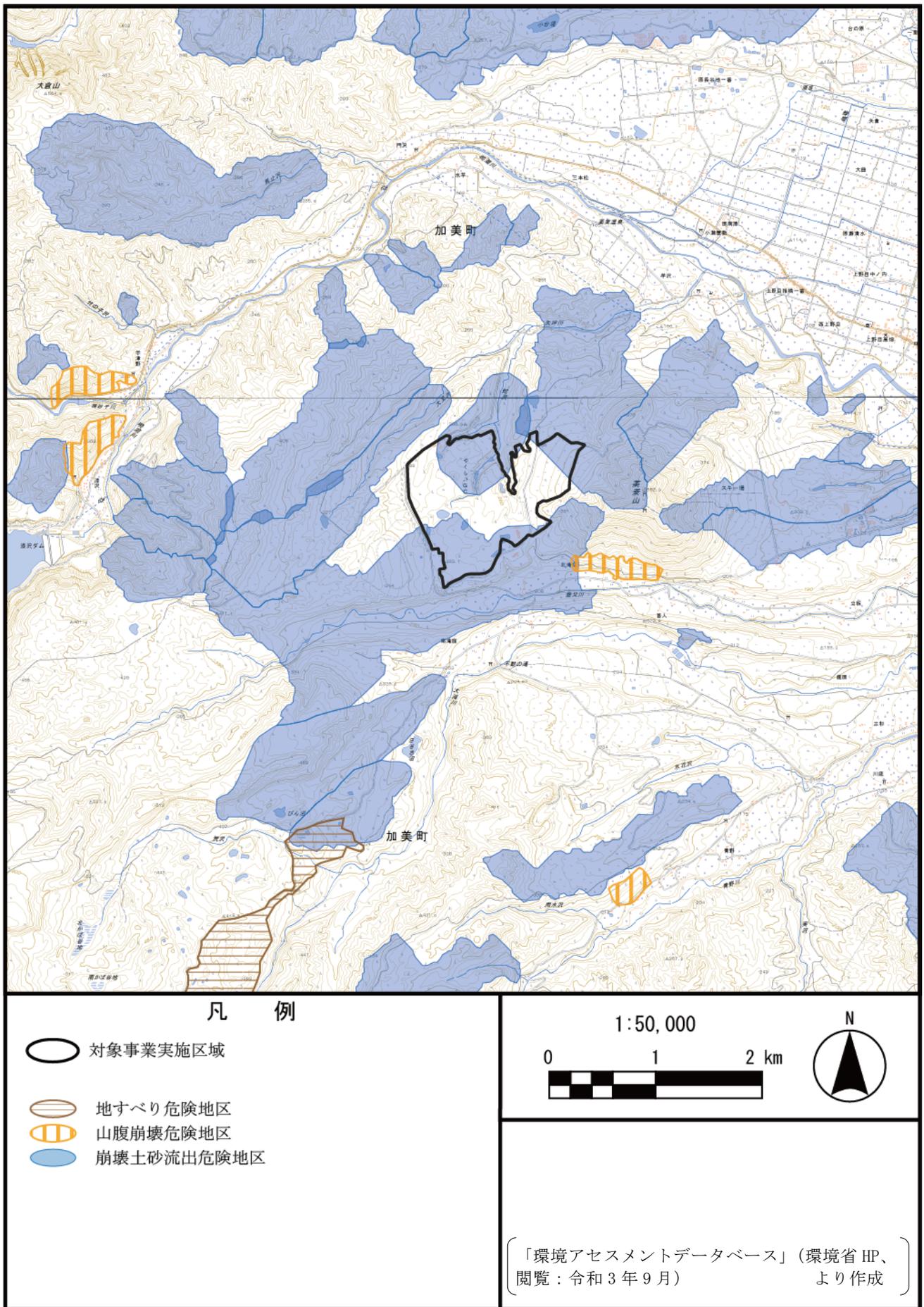


図 3.2-20(1) 山地災害危険地区

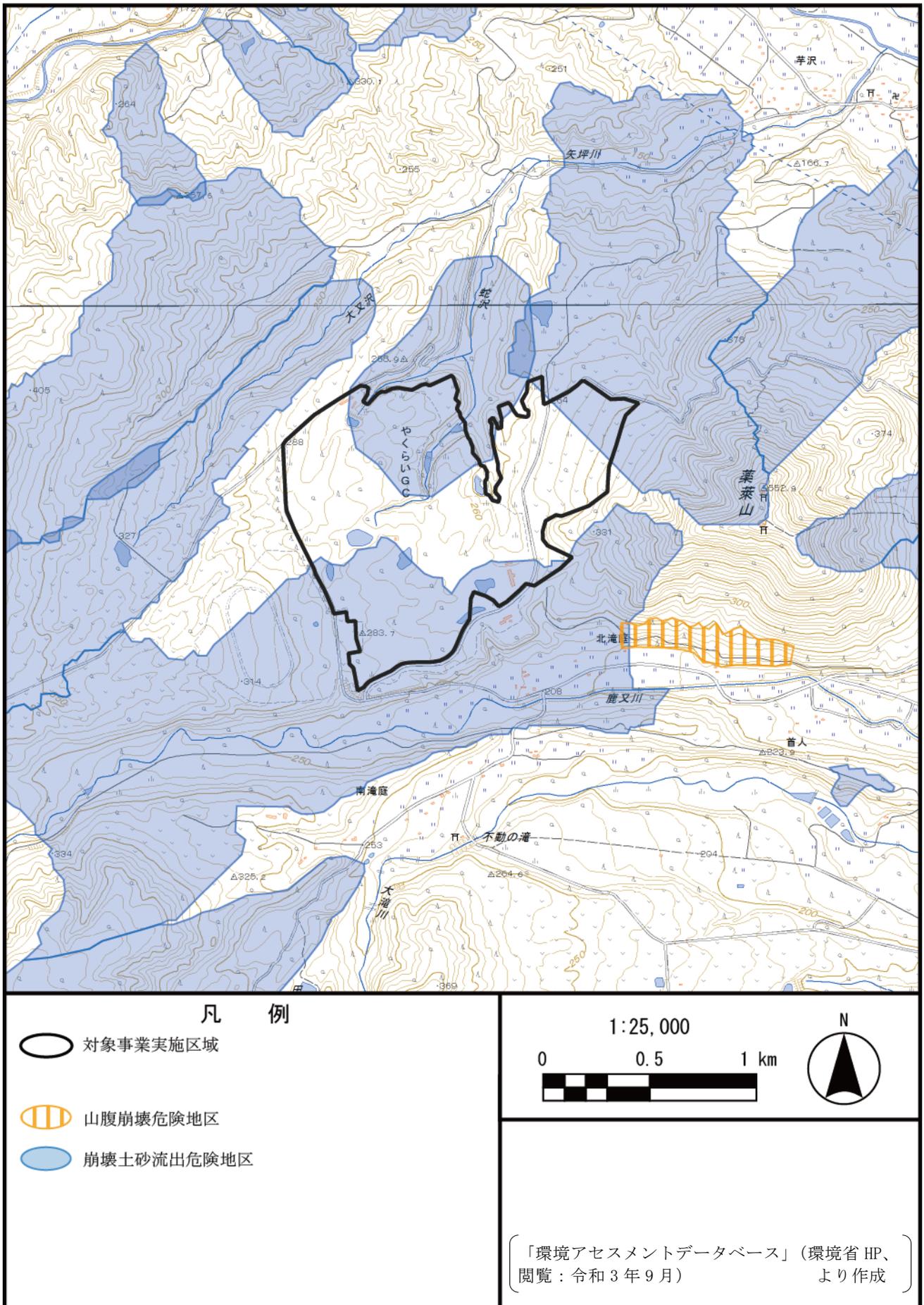
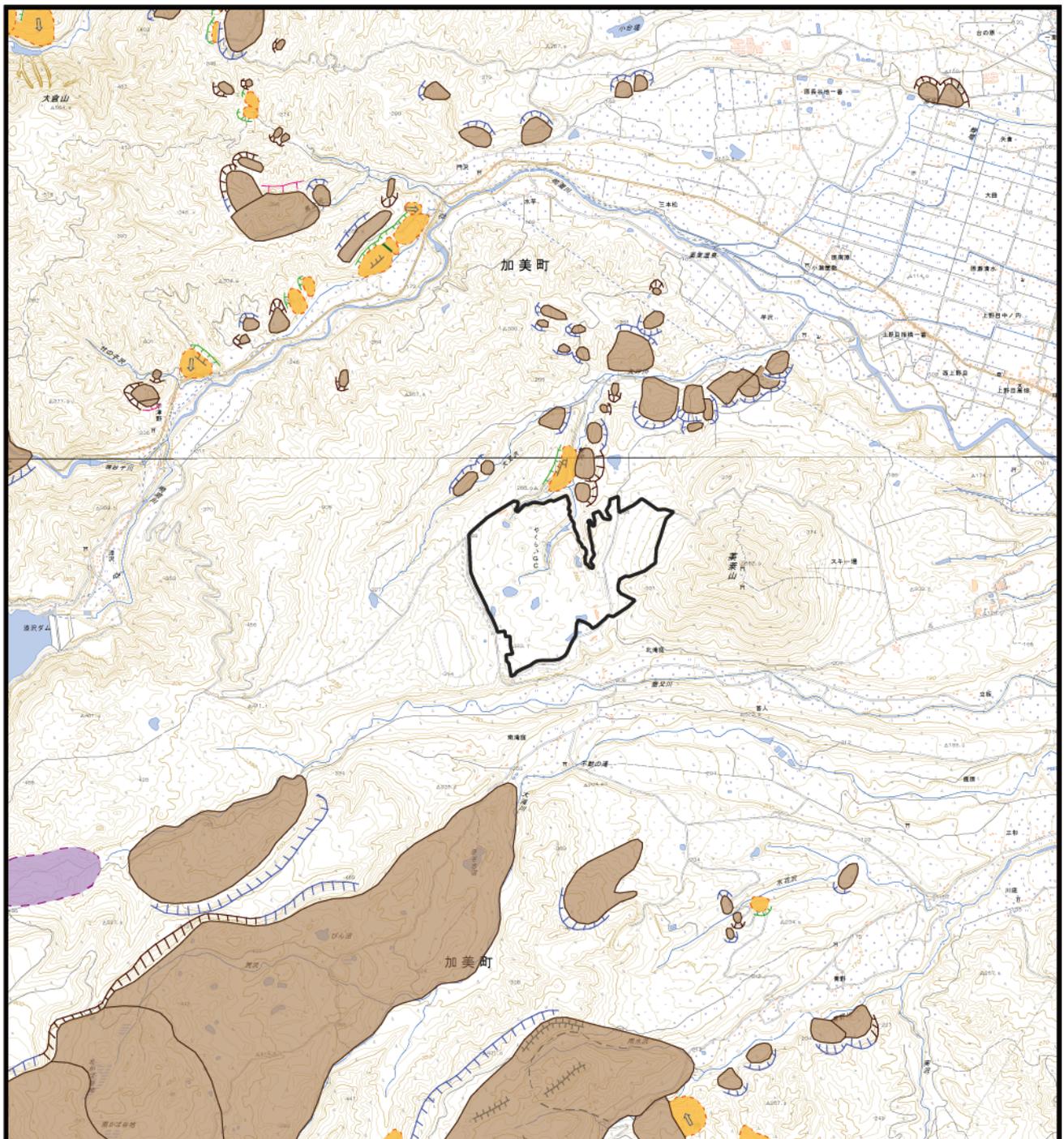


図 3.2-20(2) 山地災害危険地区 (拡大)



凡 例

○ 対象事業実施区域

- | | |
|---|--|
| <p>滑落崖と側方崖</p> <ul style="list-style-type: none"> 新鮮なまたは開析されていない冠頂をもつ滑落崖 部分的に開析されている冠頂をもつ滑落崖 冠頂が著しく開析された滑落崖 後方崖、多重稜線等 <p>移動体の輪郭・境界</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動体の輪郭が明瞭なしし判定可能 不安定土塊が残存している部分 斜面体の移動の初期状態、基岩から分離していないとしても不安定域、移動域と推定される範囲 斜面移動体かどうか判定できない山体・小丘 <p>内部構造</p> <ul style="list-style-type: none"> 二次・小滑落崖、崖線の開析程度に応じて輪郭構造の場合と同様に表す サブユニットの境界、内部（二次）移動体輪郭 移動体内の小尾根 | <p>移動方向等移動体の主移動方向</p> <ul style="list-style-type: none"> 前方への傾道または傾道を伴う移動とその方向 |
|---|--|

1:50,000



「地震ハザードステーション J-SHIS」(国立研究開発法人防災科学技術研究所 HP、閲覧：令和3年9月)より作成

図 3.2-21 地すべり地形の分布

3.2.9 関係法令等による規制状況のまとめ

関係法令等による規制状況をまとめると表 3.2-41 のとおりである。

表 3.2-41 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	地域地区等の名称	指定等の有無		
			加美町	対象事業実施区域及びその周囲	対象事業実施区域
土地	国土利用計画法	都市地域	○	×	×
		農業地域	○	○	○
		森林地域	○	○	×
	農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	○	○	×
	都市計画法	都市計画用途地域	×	×	×
公害防止	環境基本法	騒音類型指定	×	×	×
		水質類型指定	○	○	×
	騒音規制法	規制地域	×	×	×
	振動規制法	規制地域	×	×	×
	水質汚濁防止法	指定地域	×	×	×
	悪臭防止法	規制地域	×	×	×
	土壌汚染対策法	要措置区域	×	×	×
		形質変更時要届出区域	×	×	×
工業用水法及び建築物用地下水の採取の規制に関する法律	規制地域	×	×	×	
自然保護	自然公園法	国立公園	×	×	×
		国定公園	×	×	×
		県立自然公園	○	○	×
	自然環境保全法	自然環境保全地域	×	×	×
		県自然環境保全地域	○	○	×
	世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	自然遺産	×	×	×
	都市緑地法	緑地保全地域	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○
	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地	×	×	×
ふるさと宮城の水循環保全条例	水道水源特定保全地域	○	○	×	
加美町水資源保全条例	水資源保全地域	○	○	×	
文化財	文化財保護法等	国指定史跡・名勝・天然記念物・重要文化的景観	○*	○*	○*
		県指定史跡・名勝・天然記念物	○	×	×
		町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	×
		周知の埋蔵文化財包蔵地	○	○	○
景観	景観法	景観計画区域	×	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×	×
国土防災	森林法	保安林	○	○	×
	砂防法	砂防指定地	○	○	×
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	×	×
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	○	○	×
	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策等の推進に関する法律	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	○	○	×
	国土交通省の調査・点検要領	土砂災害危険箇所	○	○	×
	山地災害危険地区調査要領	山地災害危険地区	○	○	○

注：1. ○；指定あり、×；指定なし

2. ※は、所在地が地域を定めず指定したものの種の指定を含むことを示す。